

令和3年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和3年 4月23日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時35分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	3番	田村 陽子	5番	永井 浩
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

7番 難波 修二 8番 赤石 勝子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	北山 誠一
健康推進課長	梅本 聖孝	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北川 淳一	商工労働観光課長	水上 昭広
蘭越診療所事務長	山下 志伸	教育次長	田縁 幸哉
会計管理者	小木 利夫	農林水産課参事	木村 恭史
健康推進課主幹	谷口 敦哉		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 常任委員の選任
- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号））
- 日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第8 議案第1号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第2号 令和3年度蘭越町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第3号 令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第4号 令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和3年第2回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布していますので、御了承願います。

---

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、7番難波議員、8番赤石議員を指名いたします。

---

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） 令和3年第2回蘭越町議会臨時会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間とすることに決定しました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員

の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催をされました、3月19日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告を申し上げます。

1ページ、3月19日、金曜日、13時30分から、この日は倶知安警察署の次田幸宏署長が来庁され、本町と倶知安警察署において、空き家対策の推進に関する協定を締結いたしました。この協定は、昨年4月に策定いたしました蘭越町空き家等対策計画に基づき、町と警察が互いに持っている町内の空き家情報を共有することで、町は移住・定住者の受け入れ対策や家屋の廃屋化防止に、警察は防犯や防災など治安対策に、それぞれ活用を図っていくものでございます。町では、この協定で共有した情報をもとに移住希望者の住宅を確保し、移住者が増加することにつなげ、また、町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりにも寄与できるのではないかと考えております。なお、現在ですが、約190戸の空き家が町内に点在していることを確認しておりまして、所有者の方々に利活用の意向を確認する準備を進めているところでございます。

3月26日、金曜日、10時00分から、この日は蘭寿大学閉校式を挙行し、来賓として富樫議長にも参加していただき、20人の大学生に学長として私から閉校の式辞を述べたところでございます。会員で組織する自治会による運営が厳しくなってきたため、今年度から蘭寿大学の名前は残し、会員制ではなく65歳以上の町民であれば誰でも参加できる高齢者の学び舎として、教育委員会生涯学習課が高齢者教育の事業を企画運営していきます。

3月26日、15時00分から、この日は蘭越町商工会女性部より、毎年実施いただいております愛の鈴が寄贈されました。これは、昭和50年から始まった事業で、今年も交通安全を願い、町内の小学校や幼稚園の新入学生に贈られました。

2ページ、4月2日、金曜日、13時30分から、この日は人事異動で町内に転入された小中学校の7名の教職員に教育長から辞令を交付し、私から歓迎の御挨拶を申し上げたところでございます。教育委員、町内校長、教頭、教育委員会職員が参加し、転入教職員の自己紹介等が行われ、町内の小中学校が新たな教職員を迎えスタートしております。

3ページ、4月16日、金曜日、13時30分から、この日は小寺榮喜さんへ蘭越町交通安全推進委員会交通安全功労表彰を挙行いたしました。小寺氏は、平成14年から18年の長きにわたり、交通安全指導員を務められ、積極的に交通事故防止活動に協力され、交通安全運動の推進に貢献されました。その御

功労に対し、蘭越町交通安全推進委員会会長として表彰状を贈らせていただきました。

4月19日、月曜日、15時30分から、この日は65歳以上の高齢者を対象とした、新型コロナウイルス・ワクチンの集団接種に向けた、リハーサルを保健福祉センターにおいて行いましたので、立会をしたところです。町内の保健推進委員及び民生委員児童委員の皆さんにエキストラとして御参加いただき、また、蘭越診療所、昆布温泉病院の医療従事者の皆様にも御協力をいただき、いろいろな状況を想定し、工程や手順の確認を行いました。終了後、反省会も行われ、本番に向けて改善点を指摘いただきましたので、5月10日の週から予定している接種に向けて、引き続き準備を進めてまいるところでございます。

4月21日、水曜日、15時00分から、この日は北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議が倶知安町で開催され、出席をしております。

この会議では、北海道新幹線の開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館線のうち、長万部・小樽間を第3セクター鉄道またはバス転換で運行した場合の収支予測の結果が、初めて北海道から示されております。

すでに報道等でご存じのことと思いますが、当日、配布された資料を議員の皆様にも、本日お配りをさせていただいたところです。

まず、第3セクターで鉄道を運行した場合ですが、2030年度から2060年度までの30年間、初期投資も含めて約927億円の赤字が予想されております。

同じく、バス運行に転換した場合は、約96億円の赤字、小樽・余市間を鉄道、余市・長万部間をバス運行にした場合は、約312億円の赤字が予想されております。

ただし、この収支については、国や道からの補助金等が考慮されておられませんので、今後、事務担当者の幹事会等において協議を行い、財源確保を行った上での収支資料を作成し、随時報告をしてまいりたいと考えております。今回の資料は、公共交通機関の確保方策を検討する基礎資料であり、JRを利用されている地域住民の利便性が損なわれないよう、議員の皆様や住民の方にも情報を公開し、北海道や沿線自治体と連携を図りながら、並行在来線の対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、育苗施設の運営状況について、御報告申し上げます。

育苗施設の播種作業は、昨年と同日の4月12日に開始しておりまして、作業開始に当たり育苗施設運営委員会の中井会長さんの御出席をいただき、健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。

今年の利用戸数は70戸で、供給マット数は、中苗マットが20万4,

427枚で、面積換算で584ヘクタール、密苗マットは6,335枚で、面積換算で42ヘクタールで、合計でマット数は21万762枚、面積換算で626ヘクタールでございます。

出荷でございますが、中苗マットは14日から始まり、28日に終える予定でございます。密苗マットについては、5月1日まで出荷予定でございます。

出荷している苗の生育でございますが、職員が巡回確認しており、生育は順調との報告を受けているところで、豊穣の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わります。

次に、さくら団地定住促進住宅購入事業の業者選定について、御報告を申し上げます。

令和3年度で2棟4戸の買い取りを予定しているさくら団地定住促進住宅購入事業の業者選定につきましては、先の予算特別委員会で、昨年度実施したプロポーザルの採点結果を尊重して2位と3位の業者をお願いすることにしたいと、御答弁申し上げましたが、今年度に入りまして、担当課において独占禁止法の不当な取引制限に該当しないかどうかを北海道町村会の顧問弁護士に確認したところ、誰を契約の相手方にするかは、貴町の判断に委ねられることとなるため、本件は独占禁止法の適用対象とはならないと回答をいただきました。

しかし、その一方で、報告書には参加業者の負担が大きくなることや地域経済の活性化という理由が、随意契約を選択する際の考慮要素とはならないことから、裁量権の逸脱との判断を受ける可能性が高いという見解も付記されておりました。

町では、昨年度のプロポーザルによって、町内業者の設計・積算における技術力等が確認できたので、どの業者と随意契約しても我々の意とする事業の推進が図られると考えたところでしたが、前述した弁護士の見解もありますので、再度、来週早々に副町長と総務課長を弁護士のところに行かせて、詳細について確認させたいと考えております。

そして、その結果によっては、昨年と同様の条件で町内業者を対象にプロポーザルを行って業者を選定しなければならないと思慮いたしております。その際には議員の皆様にも御報告した上で進めたいと考えております。

以上、さくら団地定住促進住宅購入事業の業者選定についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

承認第1号、第2号につきましては、専決処分事項の承認をお願いするものでございます。

承認第1号は、令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第7号について、3月31日に専決処分させていただき、繰越明許費を設定したものでございます。

繰越明許費の内容でございますが、公営企業会計法適用支援業務257万4,000円を繰り越すものでございます。

承認第2号は、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号について、3月31日に専決処分させていただき、繰越明許費を設定したものでございます。

繰越明許費の内容でございますが、公営企業会計法適用支援業務200万2,000円を繰り越すものでございます。

承認第1号、承認第2号、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

議案第1号につきましては、蘭越町税条例等の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、蘭越町税条例等につきましても所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、令和3年度蘭越町一般会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ4,608万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、地域主導型再生可能エネルギー推進事業委託料1,056万9,000円の追加。新型コロナウイルス感染症接種業務委託料1,890万4,000円の追加など、合わせまして3,859万1,000円の追加。民生費では、蘭越保育所園庭用フェンス支柱基礎修繕料20万9,000円の追加。商工費では、地域おこし協力隊員2名の採用に伴う会計年度任用職員報酬375万1,000円の追加など、合わせまして、728万9,000円の追加となり、歳出総額4,608万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス・ワクチン接種対策費、国庫負担金1,890万4,000円の追加。エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金1,056万9,000円の追加。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金861万8,000円の追加など、歳入総

額 4,608万9,000円を充当するものでございます。

議案第3号につきましては、令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ32万円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、センターめなりフト付きワゴン車ルーフ修繕料32万円の追加。歳入では、自動車損害共済金32万円を充当するものでございます。

議案第4号につきましては、令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ2億8,873万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、温泉熱利用改修工事監理委託料496万1,000円の追加。温泉熱利用改修工事2億8,377万8,000円の追加。合わせまして、歳出総額2億8,873万9,000円を追加するものでございます。

歳入では、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金1億7,438万6,000円の追加。地域づくり総合交付金2,290万円の追加。温泉排湯熱利用ボイラー整備事業債9,140万円の追加など、歳入総額2億8,873万9,000円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に担当課長から説明いたします。

以上で行政報告及び提案理由の大綱を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

---

○議長（富樫順悦） 日程第4、常任委員の選考を行います。  
委員選出のため、暫時休憩をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

---

○議長（富樫順悦） 常任委員については、委員会条例第7条第1項により、総務文教常任委員に3番田村議員、6番向山議員、7番難波議員、9番柳谷議員、11番富樫議員。経済建設常任委員につきましては、1番淀谷議員、2番金安議員、5番永井議員、8番赤石議員、10番熊谷議員。

以上のとおり、指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

なお、各常任委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にきておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員長は7番難波議員、副委員長は6番向山議員。経済建設常任委員長は5番永井議員、副委員長は8番赤石議員。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

これで常任委員の選任を終わります。

---

○議長（富樫順悦） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、議会運営基準35の規定により、総務文教常任委員から2名、経済建設常任委員から3名を選出し、会議に諮って決めることと規定しております。

議会運営委員については、先ほどの各常任委員選考に際に併せて協議されております。

議会運営委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、6番向山議員、7番難波議員、2番金安議員、5番永井議員、8番赤石議員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま選任しました議員が、議会運営委員に決定されました。

なお、議会運営委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にきていますので、報告いたします。

委員長は、8番赤石議員。副委員長は、5番永井議員。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

これで議会運営委員の選任を終わります。

---

○議長（富樫順悦） 日程第6、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたのは、令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第7号であります。議案の3枚目をご覧ください。

令和3年3月31日付で専決処分いたしました、令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第7号につきまして、御説明いたします。

この補正予算は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費についてであり、第1表繰越明許費によるものでございます。1枚めくって、1ページをご覧ください。

翌年度に繰り越して使用する経費は、1款事業費 1項水道事業費、事業名公営企業会計法適用支援業務で、予算額725万6,000円のうち257万4,000円についてでございます。

繰越の理由は、3月の予算特別委員会で御説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、主に対面での確認作業が必要な固定資産台帳整備業務の遅延により、業務のすべてを執行できなかったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第7、承認第2号専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたのは、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号であります。議案の3枚目をご覧ください。

令和3年3月31日付で専決処分いたしました、令和2年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号につきまして、御説明いたします。

この補正予算は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費についてであり、第1表繰越明許費によるものでございます。1枚めくって、1ページをご覧ください。

翌年度に繰り越して使用する経費は、1款事業費 1項下水道事業費、事業名公営企業会計法適用支援業務で、予算額557万1,000円のうち、200万2,000円についてであります。

繰越の理由は、先ほどの簡易水道事業会計の補正と同様でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第2号専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正

する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第1号、蘭越町税条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、住宅ローン控除の拡充・延長、固定資産税の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長などでございます。

参考資料①蘭越町税条例等の一部を改正する条例の概要により、御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページをご覧ください。

本条例では、第1条で蘭越町税条例を改正し、第2条で過去に可決いただきました、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

まず、第1条による改正でございますが、第24条は個人町民税の非課税の範囲に関する規定でございます。所得税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、アからウのいずれにも該当しない者を除外とする規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

第33条の7は、寄附金税額控除の規定でございます。国税の改正に伴う規定の整備であり、令和4年1月1日から施行するものです。

第35条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定でございます。給与所得の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

第35条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定でございます。第24条の改正に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

第52条の8は、特別徴収税額に関する規定でございます。退職所得申告書の定義に係る規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

次に、2ページをご覧ください。

第52条の9は、退職所得申告書に関する規定でございます。退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

第80条の4は、軽自動車税の環境性能割の税率に関する規定でございます。軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分の見直しに伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第5条は、個人の町民税所得割の非課税の範囲等に関する規定で、第24条の改正に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

附則第6条は、特定一般医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定でございます。セルフメディケーション税制を令和9年度まで5年間延長する改正であり、令和4年1月1日から施行するものです。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定でございます。第24項は浸水被害対策のために整備された施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設で、特例割合を3分の1と定める規定であり、現在、国会提出されております。特定都市河川浸水被害対策法の施行の日から適用するものです。第26項は、中小企業等経営強化法の規定が加わったことから、家屋及び構築物を特定対象資産に改める規定であり、現在、国会提出されております。産業競争力強化法の施行の日から適用するものです。これら以外の項目につきましては、法律改正に伴う規定の整備等であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定でございます。法律改正に伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

次に、3ページをご覧ください。

附則第10条の5は、法規定の新設でございます。平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第11条は、固定資産税の特例に関する用語の意義に関する規定でございます。令和3年度は土地、家屋について3年に1回の価格の変化を反映する評価替えの年であり、基準年度を令和3年度から令和5年度に改め、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第11条の2は、土地の価格の特例の規定でございます。固定資産の価格は、原則、基準年度の価格が3年間据え置かれ、価格は変動しない制度が執ら

れておりますが、価格が下落傾向にある場合は、第2年度、第3年度であっても価格を修正できる特例措置を令和5年度まで引き続き継続できる規定です。

第2項は、第2年度において価格を修正した場合、第3年度における時点修正の適用を受けない場合の価格は、基準年度の価格ではなく、第2年度の価格とする据え置きについても、引き続き継続する改正であります。令和3年4月1日から適用するものでございます。

附則第12条は、固定資産税の特例の規定でございまして、固定資産評価額と課税価格に乖離があった場合、これを是正する際は一気に引き上げるのではなく、緩やかに実勢価格に近付ける負担調整措置を令和3年度から令和5年度まで引き続き講じることの規定の改正であります。

ただし、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる規定の改正であり、令和3年4月1日から適用するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

附則第13条は、固定資産税の特例の規定でございまして、宅地と同様に、固定資産評価額と課税価格の乖離を是正する際、緩やかに実勢価格に近付ける負担調整措置を令和3年度から令和5年度まで引き続き講じることの規定の改正で、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第14条は、免税点の適用に関する特例の規定でございまして、固定資産税の特例であります負担調整措置の改正に伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の規定でございまして、宅地、農地等と同様に、負担調整措置を令和3年度から令和5年度まで引き続き講じることの規定の改正であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定でございまして、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正であり、令和3年4月1日から適用するものでございます。

なお、この措置による軽自動車税の減収分につきましては、全額国費で補填されます。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございまして、法律改正に伴う規定の整備であります。読替規定を対象に追加する改正であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。法律改正に伴う規定の整備であります。第2項から第4項は、令和2年度の規定を削除し、第6項から第8項は、燃費性能等の優れた軽自動車の新車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、令和4年度、令和5年度の適用規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

次に、5ページをご覧ください。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定でございます。附則第16条の改正に伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定でございます。法律改正に伴う規定の整備であります。適用年度については、令和8年度までの5年間延長する改正であり、令和3年4月1日から適用するものです。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除税額の特例の規定でございます。所得税における措置である控除期間を13年間とする特例の適用期間の延長等の対象者について、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する規定であり、令和3年4月1日から適用するものでございます。

なお、この措置による減収分につきましては、全額国費で補填されます。

次に、第2条による改正は、令和2年蘭越町条例第14号による、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、第47条、第49条、第51条は、法律改正に伴う規定の整備であります。法律の条項のズレによる改正であり、令和3年4月1日から適用するものです。

次に、6ページをご覧ください。

附則第3条の2、附則第4条は、延滞金に関する規定でございます。租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であり、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第2号令和3年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第2号、令和3年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は59億8,500万円で、歳入歳出それぞれ4,608万9,000円を追加し、予算の総額を60億3,108万9,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 5目企画費、補正額1,056万9,000円。特定財源の国道支出金1,056万9,000円は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、令和元年度から2年にわたり、もみ殻を利用した熱利用の実証事業を行ってまいりましたが、3年目となります今年度は、実証から事業化に向けた取組として、冬季ブランドとなる農産物生産システムの確立、販路確保調査、もみ殻燃料の安定生産に向けた体制づくりなど、事業の継続を申請し、4月2日、経済産業省から内示を受けたものです。12委託料1,056万9,000円。地域主導型再生可能エネルギー推進事業委託料で、もみ殻燃料の製造及び販売、また、冬期間における葉物野菜等の生産・管理の自立化を目指す農業者を農業振興の見地から支援し、事業化に向けた技術指導等を委託するものです。

次に、目の新設となります、16目新型コロナウイルス感染症対策費については、参考資料②で御説明いたしますのでご覧ください。今回の補正額は、2,8

02万2,000円です。

歳入になります。1点目の特定財源の国道支出金2,752万2,000円の  
内訳でございますが、国庫支出金として、新型コロナウイルス・ワクチン接種対  
策費国庫負担金1,890万4,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方  
創生臨時交付金861万8,000円です。

また、2点目のその他特定財源50万円は、新型コロナウイルス感染症対策事  
業指定寄附金として、町内業者1社から寄附をいただいておりますので、歳出充  
当するものです。

次に、歳出になりますが、1点目は湯里地区地域情報通信基盤施設増強事業で、  
財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金801万4,000円、  
新型コロナウイルス感染症対策事業指定寄附金50万円です。事業内容は、湯里  
地区の別荘地においては、コロナ禍における光回線への接続希望者が増加してい  
る現状でございますが、光回線の空きがなく、接続できない状況が続いており、  
加えて、リモートワークの需要も増加していることから、湯里地区のハイグレー  
ドヴィラ周辺の光回線50芯を増強するものです。事業費は地域情報通信基盤施  
設増強手数料851万4,000円です。

2点目は、消防蘭越支署感染症対策事業で、財源は新型コロナウイルス感染症  
対応地方創生臨時交付金60万4,000円です。

事業内容は、蘭越支署職員の救急業務等公務に係る感染予防対策を図るもので、  
事業費は被服費として、感染防止ジャンパー・ズボン6組、37万3,000円。  
また、備品購入費として白衣殺菌線消毒ロッカー1台23万1,000円を購入  
するものです。次のページ、2ページ目になります。

3点目は、新型コロナウイルス・ワクチン接種事業で、財源は、新型コロナウ  
イルス・ワクチン接種対策費国庫負担金1,890万4,000円です。

本町においては、5月10日から65才以上の町民を対象に集団接種を開始す  
る予定で、現在準備を進めているところでございますが、事業内容はワクチン接  
種に係る医師や看護師などへの人件費相当分として、接種を実施する医療機関へ  
業務を委託し、継続的な事業を図るものです。事業費は新型コロナウイルス・ワ  
クチン接種業務委託料1,890万4,000円です。

申し訳ございませんが、補正予算書の7ページにお戻り願います。

3款民生費 2項児童福祉費 3目蘭越保育所費、補正額20万9,000円。  
特定財源のその他20万9千円は、建物災害共済金です。10需用費20万9,  
000円。修繕料で、園庭を取り囲んでおりますフェンスの支柱が、雪の圧力に  
より損傷したため、フェンス・コンクリート基礎等を修復するものです。

7款商工費 1項商工費 4目観光費、補正額728万9,000円。特定財

源その他61万4,000円は、社会保険料です。1報酬375万1,000円。会計年度任用職員報酬で、観光振興及び地場産業振興加工センターでの業務に従事する地域おこし協力隊員2名の採用に伴い、報酬を追加するものです。8ページをご覧ください。3職員手当等22万2,000円。会計年度任用職員期末手当で、地域おこし協力隊員2名分の期末手当です。4共済費124万5,000円。地域おこし協力隊員2名分の社会保険料です。8旅費14万8,000円。費用弁償6万9,000円は、地域おこし協力隊員2名分の通勤手当です。次の職員旅費7万9,000円は、同じく地域おこし協力隊員2名分の旅費です。10需用費53万3,000円。消耗品費20万円の追加は、地域おこし協力隊員2名分の業務活動に係る消耗品です。次の修繕料33万3千円の追加は、旧二セコエリア情報センター内のトイレ・キッチン等の水道配管に漏水が確認されたことから、修理をお願いするものです。18負担金補助及び交付金139万円。地域おこし協力隊員助成事業補助金139万円で、地域おこし協力隊員2名分の住宅料、通信費、自家用車借上料、自己研さん研修費を助成するものです。

つづきまして、歳入に戻ります。5ページをご覧ください。

16款国庫支出金、19款寄付金は説明を省略いたします。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額667万5,000円。1繰越金667万5,000円。前年度繰越金です。

22款諸収入は、説明を省略します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。2点お伺いいたします。

一つは、参考資料のほうの1ページ目の、ごめんなさい。湯里の地区の通信基盤設備の増強事業ですけれども、在宅勤務の需要増に対応するためということなんですけれども、そちらのほうの要望に関しての、要望されている方々というのは、住民登録がされている方々なのでしょうか。湯里というのは、いろいろいらっしゃるとは思うんですけれども、住民登録のされていない方たちもたくさんいらっしゃるとは思うんですけれども、そのところの状況をお聞かせいただきたい。それともう一つですけれども、歳出の7ページの観光費の協力隊の報酬の分ですけれども、ちょっと協力隊と

というのは国のほうからの、補助が来るんだとは思って、そういう認識だったんですけれども、一般財源からの支出という、歳出ということなんですよ。ちょっと説明をいただけますでしょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） まず1点目の湯里地区の光回線の増強ですけれども、現在、住民登録されている方の要望もあれば、別荘地です、住民票をもっていない方の要望も当然ございます。これまでの状況ですけれども、ドクターヴィレッジ・ハイグレードヴィラでは、申込件数16件、これまで過去、2016年からになりますけれども、以前からになりますけれども、申込みがあって、ドクターヴィレッジでは9戸。およそ25件の申込みが過去、これまでございましてですね、加えてリモートワーク、先ほど言っていた在宅の関係の需要も増えてきているという状況でございます。なかなかこの回線の増強については、これまで応じられてこれなかったという状況もございまして、今回、コロナの交付金、非常にこのリモートワークを活用しながら、有意義に光回線を整備できるといったこともありまして、これらを踏まえて整備するものであります。また、次の地域おこし協力隊の財源につきましても、これについては、上限が440万、1人当たりになっておりまして、これについては、特別交付税で措置されることとなります。いわゆる特別交付税が財源の中で、今回、2億5,000万円、歳入で当初予算で予算計上しておりますけれども、この中で今、財源・・・扱いになりますので、特定財源という扱いにはなりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 別荘地、住民登録されている方はもちろんいらっしゃると思いますし、別荘地で、扱いということで来られて、ここの在宅するのに、やはり回線が不安定だとなかなかそれもできないということの要望も、もちろん分かります。どうでしょうね。ほかで住所あって、別荘ということで持ってらっしゃって、そこでされるので町に要望するというのは、もちろん分かるんですけれども、その方たちへの、この後、湯里地域に対しての、町としてのこういうことが整備してましますので、湯里のほうにも人をね、別荘も含めて、住民登録も含めて、人が来るような、来てくれる

ような方法を、対策というか、周知というか、そういうところまで考えていらっやって、その措置をされているのかなというところが一つです。もう一つのほうの協力隊の件ですけれども、2名来てくださるということで、それがプラス、観光のほうでね、プラスになっていただけるなら、それはそれでいいと思うんですよね。特別交付税のほうでされているということで、今回、ここにはないということは理解しました。具体的に2名の方が来てくださるということはいつ決まって、いつから勤務されるということになるのか、ちょっとそこだけお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 再質問にお答えいたします。

湯里地区のこの増強につきましてはですね、以前から、先ほども申し上げたんですけども、住んでいる方の、住民の方々からこのほうの増強については依頼があったというか、そういうことで、今回のこのケースをいい機会として取り入れたいというふうに思っております。それについてはですね、湯里の管理組合等々にもしっかり連絡をしながらですね、こういうふうにして光回線、今まで使用できなかった方も、また使用できるようになりましたというふうに、繰り返し周知のほうも徹底してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。以上です。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 田村議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊2名の雇用期間ということなんですが、まず1名が地場産業振興加工センター、特産品に携わる1名で、こちらは5月6日からの採用を予定しております。あと、もう1名の観光支援の地域おこし協力隊のほうなんですが、一応、本州から来るということで、引っ越しとかの関係もありまして、5月17日からの雇用というかたちになっております。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 湯里のほうの件だけもう一度お聞きします。

住民の方からの要望ということもありますけども、住民登録されていな

い方たちへの要望を聞くということなので、そこを別荘として来ている、いらっしゃっているということは地元のほうとの関係とか、そういうところのきっちりやってくださいということも、しっかりと別荘地として管理もしてくださいと、そういうところの町からの声掛けというのは、とても大事だと思いますので、これを機会に湯里の別荘地帯の、いわゆる、言葉が出ない。管理というか、把握ですね、きっちりその把握をされて、住民たちがトラブルのないようにしていただきたいなと思っています。きっかけにしていただきたいなと思っています。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えします。

今回のこの光回線は、もともとですね、e-Japan構想という部分の中で、全国に光通信を配置をしますというところで、蘭越町においても光回線を町のほうでですね、国から交付金をいただいて、整備した事業です。それがベースとなっております。その中で、今、湯里地域においては、どんどん、先ほど総務課長がお話したとおりですね、いろいろ住民が入ってきて、町が持っている光回線の容量が非常に足りない、その容量を増強をするという事業です。本来は、NTTとかいろんなそういう業者がね、インターネットを使うために、整備をする部分もありますが、あくまでもこれは町が持っている芯を増強します。ですから、その方がインターネットとかそういうものを使った場合は、その使用料とかそういうものは、あとで町のほうにもその使った部分というのは入ってきます。それがまず一つです。そのような中で今回、非常に、議員からも御質問あった、非常に要望があった部分の中で、今回は町のほうでも増強したいというふうに思っています。ですから、その利用される方々、町としても湯里地区含めてPRをしていきますが、きちっとそういう管理体制、そういうものをですね、十分、その方々と打合せをした中で、あとからトラブルとか、そういうことがないように担当のほうで努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

ちょっと逸れるようで恐縮なんですけれども、いよいよワクチン接種業務が5月10日からという、そういう説明がありました。それで、最近よくテレビ等でも、医療従事者のワクチン接種が全然進んでいないという、そういうことが非常に話題になっておりますけれども、分かる範囲でけっこうなんですけども、実際にこれから進めていく上で、ワクチン接種業務の体制も、前回説明受けました。それで、おそらくお医者さんが2名体制、それに伴う看護師さん9人とか、いろいろ説明受けましたけれども、そういう従事される方々のワクチン接種の状況がどうなっているかっていうところをお聞きしたいなと思いましたので、お知らせいただければと思います。

○議長（富樫順悦） 山下蘭越診療所事務長。

○蘭越診療所事務長（山下志伸） 難波議員の御質問にお答えします。

医療従事者の件ですけども、優先順位、蘭越は連携型医療施設で集団で接種することで進んでいました。それで旧蘭越診療所、昆布診療所の職員2月中に北海道のほうの取りまとめで名簿を提出していたんですけども、それがなかなかワクチンの搬入の、配布のこともあったようで、なかなか進んでいませんでした。新聞等でも御承知のとおり、後志では小樽が最初でだんだん広がっていくのですけども、肝心の蘭越のほうですが、来週の27から、昆布温泉病院が連携型の施設になります。そこで、蘭越診療所の医療従事者、僕も含めて12名ですけども第1回目を接種する予定で進んでおります。昆布温泉病院も同様に進んでいまして、今回は1バイアルから6回分の接種可能なシリンジを用意しておりますので、6の倍数で、残数がなかなか残らないように調整をかけて実施をする予定でいるということで、温泉病院の事務長から伺っています。この3週間後に2回目の接種が始まりますけども、その日程につきましては、後日また改めて連絡をくださるということになってます。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） お医者さんと看護師さんやると。一般の例えば、受付であるとか、事務に従事する一般事務職員については、そこはどうなんですか。その対象からは外れちゃうんですか。その方々もという。ある程

度、一般の事務職員も固定して、それを張り付けるという、そういうことで、その方々も含むということでもいいですか。

○議長（富樫順悦） 山下蘭越診療所事務長。

○蘭越診療所事務長（山下志伸） お答えいたします。

優先接種で、医療従事者の優先接種は、蘭越診療所に勤めておりますドクター、ナース、それから事務も含めて、自分も含めての12名が優先になります。ただ蘭越町で今、行おうとしています65歳以上の集団につきましても、蘭越の診療所から派遣するのはドクターとナースだけになりますので、接種しますけども、その方々が行くということになります。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 最近ちょっと耳が遠くなって、ちょっと聞こえなかったんですけども、今は、私の認識では保健センターで集団接種をやりますよと、当日、そこへ行って、そこで従事するお医者様と看護師さんと、一般の職員もそこで業務の手伝いとかしますよね。そういう当日従事する方々全体にワクチン接種は5月10日までにされるんですかっていう、そういう質問です。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○観光推進課長（梅本聖孝） 集団接種に係る事務従事者の優先接種については、今、現在のところは検討はしておりません。ただし、この接種の際に、最近、話題になりましたけれど、余った分とか、そういったものについては、そういった事務従事者については接種していくというのは検討の範囲かなというふうにも考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 責めてる質問ではないので御理解いただきたいと思います。これからそういう従事者をやってくださいということで、担当課

とか進めますよね。その時にその従事する方々の安全とか、安心をね、きちっと確保してあげて、当日接種に臨んでもらうということが、基本的に職場として大事なことかなと思います。ですから、もし、今考えていないということであれば、そういうことも含めてね、理解を得て従事してもらおうと、それが長いロングランでやるわけですから、その方々が自分の接種がまだまだ先になると思うのでね、ずっと優先順位に従ってワクチン接種業務をやっていくとすれば、そういうことに対する理解も必要でしょうし、ロングランになれば、当日、都合悪い場合は違う人にしてもらおうということもあるかも分からない。従事してもらおうと。そういうワクチン接種業務に従事する事務職員の安全の確保ということも十分考慮をしてね、了解を得た上でやってほしいなという、そういうちょっとした素朴な疑問ですので、是非、そういうことを含めて対応してほしいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） 難波議員の御質問にお答えします。

担当する職員ですね、今回、保健センターの職員だけでなく、役場の職員、そのほかの課の職員にも応援を要請しておりまして、その範囲までワクチン接種というのはちょっと難しいかなと思いますが、議員おっしゃるとおり、3日、4日で終わる話ではありません。長い期間かかる話でございますので、他の団体の状況なども考慮いたしまして、事務従事者だけでなく、受けるほうの安心もよく考えながら体制を整えていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号令和3年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第3号令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第3号、令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は、6,849万4,000円でございます。この総額に32万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,881万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目通所介護事業費、補正額32万円の追加。特定財源その他は自動車損害共済金です。10修繕料32万円追加。3月に発生いたしました、センターめなで使用しているリフト付きワゴン車の建物への接触事故による車両の修繕料として32万円を追加するものです。

歳入については、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第4号令和3年度蘭越町温泉旅館  
幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第4号、  
令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号について、御  
説明申し上げます。

幽泉閣温泉熱利用ボイラー改修事業に、経済産業省のエネルギー構造高度  
化・転換理解促進事業補助金が採択されましたので、事業実施のため予算の  
補正するものでございます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億5,670万円ございまして、この総額に2億8,873万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,543万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、第2条の地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によるものでございます。後ほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 2目財産管理費、補正額2億8,873万9,000円。12委託料496万1,000円。温泉熱利用改修工事監理委託料です。14工事請負費2億8,377万8,000円。温泉熱改修工事費です。

続いて、歳入について御説明いたします。6ページをご覧ください。

2款国庫支出金 1項国庫補助金 1目総務費国庫補助金、補正額1億7,438万6,000円。エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金です。

3款道支出金 1項道補助金 1目総務費道補助金、補正額2,290万円。地域づくり総合交付金です。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額5万3,000円の追加。前年度繰越金です。

8款町債 1項町債 1目総務債、補正額9,140万円。温泉排湯熱利用ボイラー整備事業債です。次に、3ページをご覧ください。

第2表地方債につきまして、御説明いたします。

観光施設事業債、限度額を9,140万円とするものです。

なお、利率、償還方法については、ご覧の内容でございます。

今回の事業の概要について御説明いたします。参考資料③をご覧ください。

図面左下①新設機械室から御説明いたします。

既存の足湯を解体し、①の位置に機械室を新築する計画で、その室内にはヒートポンプの機械③の浄化槽からの排水を貯める排水蓄熱槽を設置いたします。

図面中央になります。②の既存機械室は、既存の重油ボイラー2台を撤去し、新たに高効率ボイラーを新設し、冬季間の補助的熱源として使用します。

流れといたしましては、③浄化槽や掛け流している温泉水を①に設置したヒートポンプで少ない電力により、②の既存機械室へ熱交換をし、給湯や暖房に利用していきます。次のページをご覧ください。

こちらは、新設の足湯の立面図と断面図になります。

新設場所につきましては、1ページで説明いたしました①の新設機械室の一角に足湯を設置する計画です。

また、工期につきましては、2月末となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 10番です。予算委員会の時もちらっと聞いたので、駆け足的に聞いたので、簡単に質疑をさせていただきます。

1億7,438万6,000円という非常に大きな補助金の獲得、素晴

らしいことだなと思います。そこで工期が2月末というふうにお聞きしましたけれども、2点お伺いしますが、完全休館する日は何日ぐらいありますかということと、給排水に対して影響する期間どの程度あるのか、わかれば教えてください。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の御質問にお答えします。

幽泉閣自体の休館ということで、今、現在、工事の予定もあるんですけども、建設課と協議しているのですが、1月の正月明けのだいたい10日間ぐらいを目途に休館を予定するというので、その間も給湯関係も全て止まるかたちになりますので、全館休業というかたちで10日間の予定をしております。給排水のほうなんですけど、特に影響はないということで検討しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 完全休館10日間で、ほかの食堂の影響、ほかの日にはないということですよ。素晴らしいやり方だなというふうに思います。この補助金の獲得について、町長のほうから、若干、簡単な説明がありましたらお願いしたいです。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えをいたします。

実は、今回、経産省の補助金に当たってですね、非常にこの額が大きいものですから、北海道の産業経済局のほうと打合せをして、実は、この事業が採択される室長さんがいるんですが、そのほうに一度、当町のほうから要請をしてですね、事業内容、これまでもみ殻も含めた事業もやりますので、その効果を含めてお話をされたほうがいだろうというアドバイスをいただきました。その中でですね、実は、私と経産省の北海道局の職員が上京させていただいて、本省の室長と協議させていただきました。その部分の中で、実は、この全国から事業がありますので、通常であれば、だいたい3割ぐらいをカットして、それを2次募集のほうに向けるといってお話をされました。それは事前に情報が入ってましたので、3割カッ

トされると、今の事業費からいくと莫大な金額になるので、なんとか満額をですね、お願いしたいということをお話をして、担当室長さんのほうも非常に、蘭越町がやっている事業については、きちっとやっていただいているという部分の評価もいただいて、これも外部監査の方に再度持っていった部分で最終的に採択になるというお話をされました。そのような中で、私もその事業効果含めてですね、お話をさせていただいて、なんとか町としてこの幽泉閣というものが町民の財産であるし、これからもずっとですね、運営を続けていく部分の中ではコスト削減という、そのエネルギーを活用した事業がどうしても必要だということをお話させていただいて、先般ですね、満額の内定をいただいたということで、非常に私もありがたく思っている次第でございます。その室長さんも北海道出身の、行って初めて分かったんですが、北海道出身の方だということで、幽泉閣に、実は入ったことあるという方でした。非常に私も行って、初めてお会いしてびっくりしましたが、事前に職員のほうもですね、相当、経産省のほうと打合せをされてましたし、最後に私がお願いした部分であります。事前の打合せを含めて、職員のほうでも相当綿密に打合わせをした効果がですね、最後私がお願いしたからなったというのではなく、事前に効果を、必要だと事業裁定に当たって、職員がかなり努力してやったという部分の中で、今回、なったのではないかなというふうに思っておりますので、やはりこれだけ大きな事業やるには財源が伴わないとなかなかできませんし、ボイラーも相当もう寿命がきてたので、今回、是非、この事業を行いたいと。最後に室長さんが、室長がお話してたのは、今年がやはりチャンスだというふうに言われました。コロナが終わった後にこの事業がどんどんどんどん全国から、いろんな部分で要望があるだろうと、やるのであれば今年が非常にいいチャンスですねというお話もいただいて、私も非常にありがたいなというふうに思っておる次第でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 満額ということで、大変素晴らしいなというふうに思います。是非、有効に活用して、ますます幽泉閣を使えるように頑張ってくださいなと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(富樫順悦) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和3年第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時35分 閉会